

瀬戸市子ども・子育て会議規則をここに公布する。

平成25年3月29日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第15号

瀬戸市子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、瀬戸市子ども・子育て会議条例（平成25年瀬戸市条例第9号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、瀬戸市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 福祉、保健、医療及び教育に関する団体又は機関を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会)

第4条 子ども・子育て会議は、専門的事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会において調査審議を行った事項について、子ども・子育て会議に報告しなければならない。
- 5 条例第5条の規定は、部会の会議について準用する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。